

別記様式

総合教育会議発議書

令和7年8月22日

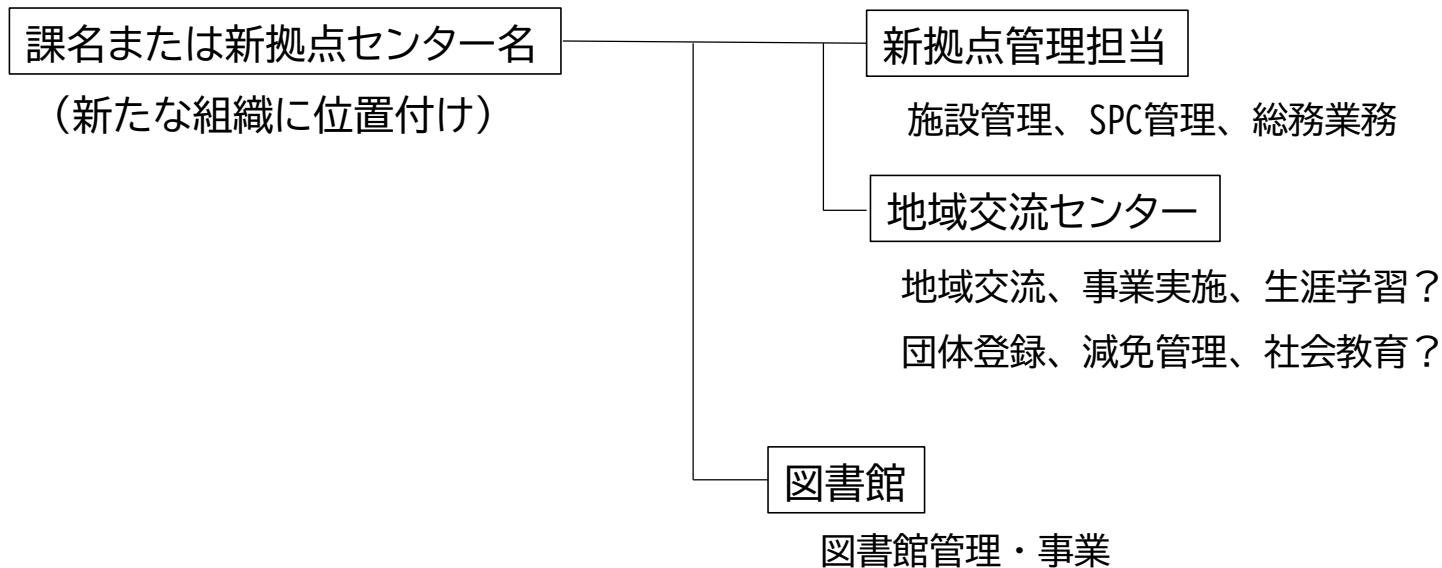
発議者　社会教育課　藤久保公民館長　吉田　徳男

協議事項	三芳町公民館運営審議会の審議結果について
要　旨	下記の諮問案件に係る審議結果及び答申要旨について 諮問案件『三芳町立公民館設置の見直しと 藤久保地域拠点施設の運営のあり方について』
付議事項	
連絡事項	

*必要に応じて関係書類を添付すること。

組織改正の方向性

- ◆ 藤久保地域拠点施設を、新たな課として設置
- ◆ 図書館は町長部局として、新しい課が管理する施設
- ◆ 藤久保公民館は廃止（従前の事業を継承）
→地域交流センターを町長部局として設置し、新しい課が管理する



2. 施設について



2. 施設について



複合公共施設 6 1 階平面図

藤久保地域拠点施設 基本理念

～集い・学び・育つ～
輝く 未来創造拠点

藤久保地域拠点施設 コンセプト

- ・町のランドマーク（象徴）となる文化創造の場
- ・まちづくり機能のつながり
(教育・子育て、健康・福祉、市民活動、情報発信…)
- ・地域交流、学び、活動の広がり（すべての人の居場所に）
- ・活力と賑わいの創出（イベント、民間施設との融合）

PFI-BTO方式とは

➡ 民間事業者が施設を建設した後、施設の所有権を町に移したうえで、施設の運営を行うもの

民間企業が担う部分

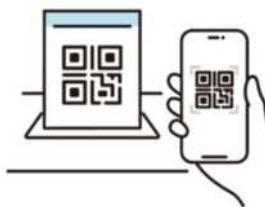


総合案内・貸館業務



施設管理(点検・清掃・修繕等)

施設の維持管理や技術力



新しい技術の提案・提供



設計・建設・工事監理

町職員が担う部分



支援・相談対応

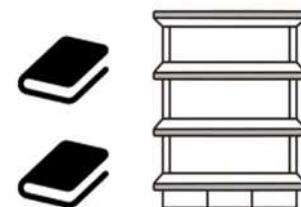


運営業務

町直営による運営全般



事業の企画・実施



図書館サービス・選書等

PFI = Private Finance Initiative

公共事業を民間の資金や経営能力、技術を活用して行う手法です。
公共施設の設計、建設、維持管理、運営などを民間の力で効率的に行うこと
を目的としています。

- ➡・公共サービスの向上
 - ・事業コストの削減
 - ・地域経済の活性化
 - ・自治体財政負担の軽減

PFIにおけるBT0方式の概要

Build : 民間事業者が資金を調達し、公共施設の設計・建設を行います。

Transfer : 建設が完了すると、施設の所有権は公共に移転されます。

Operate : 民間事業者は、施設の維持管理・運営を継続します。

【庁内意思決定のプロセス】

藤久保地域拠点施設運営検討部会による協議検討

(4月～11月)

藤久保地域拠点施設検討会議へ結果報告

以降、検討会議により進行

【庁内意思決定の時期】

素案の確定11月

- ・関係条例
 - ・組織機構
 - ・関係予算
- 住民説明・パブコメ12月 → 3月議会

	運営検討部会	公民館運営審議会
4月	第1回 ・検討部会の立ち上げ ・内容確認、スケジュール確認	
6月	第2回 ・組織機構 (案) ・設置条例等 (案) ・減免規定 (案) ・予算組立 (案)	第1回 ・複合公共施設(地域交流ゾーン)の運営のあり方について ・藤久保公民館設置の見直しについて ・使用料の減免制度について
7月	～関係分野ごと協議検討～	
8月	第3回 ・組織機構 策定 ・設置条例等 策定 ・減免規定等 策定 ・予算組立 策定	第2回 ・地域交流ゾーンの運営のあり方について(提言) ・使用料減免規定の継承について(提言) ・その他(提言)
9月	～関係分野ごと協議検討～	第3回 ・答申書策定～答申 その他 ・定例教育委員会 ・総合教育会議
11月	第4回 ・検討部会報告とりまとめ ・検討会議への結果報告	

新たな組織による施設運営の効果（ねらい）

➤ 地域交流、学びの新たな広がり

新しい利用者が増え、交流の幅が広がり、様々な学びの機会が広がる場となる。

→(従来の)公民館事業、教育関係(社会・家庭・学校)事業、団体利用に加え、
利用制限の緩和により、個人、企業、営利を伴う利用も可能となる

➤ シンボル的な文化創造の場

町の特徴的な施設として、これまでの取組みに磨きをかけ、新たなステージでの文化創造が広がる場となる。

→一元化により、既存の文化芸術分野事業とも融合

➤ まちづくり分野間の連携

地域活動が、教育・子育て、健康・福祉、防災等、様々な分野と柔軟に連携し、新たな事業展開を進める場となる。

これまでの社会教育・生涯学習の機能を引き継ぎつつ、地域の様々な方と一緒に、多様な地域課題の解決や地域づくりを進める拠点施設としての役割を担います。

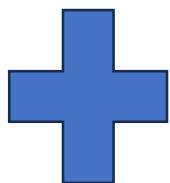


公民館活動
(社会教育法に基づく活動)



より地域課題の解決やまちづくりにつながる活動
(社会教育法の制限を受けない活動)

- ・講座や学級活動
 - ・社会教育団体活動
 - ・地域活動
 - ・営利を目的としない活動 など
- ◆根拠法:社会教育法



- ・住民や団体などの交流
 - ・まちづくり活動の支援
 - ・個人、企業での活動
 - ・営利を伴う活動 など
- ◆根拠法:地方自治法

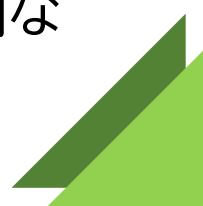
従来の活動はこれまでどおりに行うことができ、新たな活動にも利用可能です！

審議会の振り返り（いただいたご意見など）①

- センター化によって、高齢大学など従来の公民館活動がなくならないか、心配。
- 同じく、みよし町民文化祭が藤久保エリアで開催できなくなるのか、心配。
- 同じく、従来の学校事業と公民館事業との連携、学校とサークル・団体とのつながりがなくなってしまわないか、心配。
- センター化によって、従来の登録団体への使用料負担が生じてこないか、心配。
- センター化によって、社会教育の専門職員がいなくなるのか、心配。
- 窓口業務が民間に移行することで、予約手続きのサポートなど従来のサービスが受けられなくなるのか（町と利用者との関係性において）、心配。
- 利用者の増加によって、既存団体が利用しにくくならないか、心配。



審議会の振り返り（いただいたご意見など）②

- 個人や団体など利用層の拡大によって、文化芸術活動の広がりが期待できる。新たな活動領域(地域交流センター側)と既存の団体活動(従来の公民館側)との交流・融合によって。
 - そのために、文化芸術分野をプロデュースすることのできる人材配置も必要。
 - 心配な事、懸念される事などを挙げていただいた。それらの事は、従来の社会教育活動の衰退につながるものとも考えられる。これまで公民館が果たしてきた役割や機能が新しい施設に受け継がれることが望ましいのではないか。
 - 課題を整理し、望ましい施設運営のあり方としてまとめあげ、それが条例などの形に表れれば良いのではないか。
- 

新施設移行にあたっての課題の整理（提言）①

資料9

藤久保公民館からの継承

→ 藤久保地域の社会教育活動の推進
→ 他の公民館エリアとの整合

- ① 生涯学習・社会教育における、これまでと同様の事業を行えること。
→ 法的な根拠付け（新施設の目的・役割として条例等に位置付ける）
- ② これまでの団体活動を停滞させないこと。
→ 使用料減免制度の継続（団体の保護・育成を担保。条例等で整備）
- ③ 事業を継続・拡充するための適切な組織人事体制。
→ 必要な人材の配置、職員育成、指導・助言体制の確保など
- ④ 公民館の事業・業務との連携が図られること。

新施設移行にあたっての課題の整理（提言）②

公民館の必要な機能を新施設に継承しつつ、藤久保地域の新たなる社会教育活動の展開を目指す！

- ◆ 公民館で行われてきた事業や、団体により行われてきた活動の継続と、新たな利用者層や新たな事業活動の誕生
 - 両者の交流と融合が社会教育の裾野を広げ、新たな展開を生み出す
 - 集い・学び・交流の機会を創出し、豊かな地域づくりにつなげる



基本理念『輝く未来創造拠点(文化創造の場)』の実現

三芳藤公第30号
令和7年7月1日

三芳町公民館運営審議会
委員長 上島 三介 様

三芳町立藤久保公民館
館長 吉田 徳男

諮詢問

町では府内合議機関において、令和8年9月に開館予定の「藤久保地域拠点施設」についての運営に係る協議検討を進めています。組織・機構や法規を軸に、本年11月を目途に施設運営体制を策定することとしています。

そうした中で、複合公共施設に整備予定の「地域交流ゾーン」については、より広範な公の施設としての『(仮)地域交流センター』を設置する旨の方針が示されました。

貴審議会において、公民館機能の公共性や専門性、継続性等の視点から、藤久保地域拠点施設のより良い運営のあり方についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、下記の事項について答申をいただきたく諮詢いたします。

記

諮詢事項

「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設（地域交流ゾーン）の運営のあり方について」

令和7年9月4日

三芳町立藤久保公民館
館長 吉田 徳男 様

三芳町公民館運営審議会
委員長 上島 三介

「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設（地域交流ゾーン）の運営の
あり方について」（答申）

令和7年7月1日付 三芳藤公第30号で諮詢を受けた標題の件について、慎重に審議
した結果、結論に達しましたので、下記のとおり答申します。

記

三芳町立公民館は、「各中学校区に1館の配置」を基本として、平成4年に現在の3館体制となって以来、各地域でそれぞれ「地区公民館」としての役割を果たしてきました。

公民館の目的は、社会教育法第20条において「実際に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会教育の増進に寄与すること」と規定されています。その目的を達成するため、各館では多年にわたり有効な事業を実施し、施設提供を行ってきました。こうした公民館活動は単に個々の生涯学習や集団的活動を推進するに留まらず、「まちづくり」や「地域課題の解決」、「地域住民の社会参加」にまで直接結び付けるものです。

近年は少子高齢化や自然災害への備えなど、地域の抱える課題は複雑多岐に渡っています。こうした中で、地域のつながりを育て、豊かな地域社会を築いていくために、公民館に求められる機能、特に地域づくりの拠点としての役割はますます高まってきています。

さて、令和8年9月に開館予定の藤久保地域拠点施設（以下「新施設」という。）は、『集い・学び・育つ～輝く未来創造都市』を基本理念としており、その実現に向けては、「公民館」という特定の教育施設に捉われず、理念に基づく新たな施設へ移行することは一定の評価に値します。また、各所で公民館の再編やセンター化が進み、取り巻く環境が変化しているこの時に、公民館の設置について見直しを図ることも有用なことであると考えます。

しかしながら既述のとおり、「豊かな地域づくり」を進める上では、社会教育、また、その基幹としての公民館の果たす役割は大きく、公民館の意義や理念は時代に関わりなく普遍のものといえます。藤久保地域においても、公民館は地域づくりの核として40年余にわたりその役割を担ってきました。新施設においても、その種別に関わらず、引き続き社会教育が適切に実施されるよう、公民館の持つ機能が継承されなければなりません。

以上の観点から当審議会では、町立藤久保公民館を廃止することとした上で、新施設の望ましい運営のあり方に関し、次の5点について提言します。

1. 公民館機能の継続性と専門性、公共性を担保すること

藤久保公民館の廃止により、40年余の歴史ある活動の拠点であった藤久保公民館の名前がなくなることは大変残念なことです。公民館の事業活動が社会教育を推進し、もって豊かな地域づくりに寄与してきたことは前述のとおりです。これに代わる新施設においても、地区公民館としての事業・サービスが地域間に隔たりなく、継続して実施されることが重要です。

以上のことから、新施設が特定の教育施設に該当せずとも、これまでと同様に公民館の事業活動が行えるよう、法的に根拠付けすること。

2. 施設使用料の減免制度を設置すること

様々な年代層が種々の目的で活動し、集い、学び、交流することで地域のつながりが生

まれ、豊かな地域づくりへと発展します。新施設を拠点とする活動団体を保護・育成し、その活動をさらに推進するために、使用料負担の面で支援することが必要です。

社会教育を担う団体活動が停滞することのないよう、現行の公民館使用料の取扱いと同等の減免規定を新施設においても継承すること。

3.事業を継続・拡充するための職員体制を確保すること

公民館と同等の事業を継続し拡充するには、社会教育を担うことのできる組織人事体制の整備が必要です。社会教育主事などの有資格者を含め、適切な職員配置をすること。

また、新施設では、行政機能の複合化と町長部局管理によって、様々な行政分野が緊密に連携し、住民にとって一体的な取組みが開始されることも期待できます。これを推進するには、地域課題への理解度や課題解決に向けた各種地域活動のコーディネートなど、特定の専門性に限定されない人材能力が必要です。新施設の機能が最大限に発揮されるよう適切な職員配置と人材育成を行うこと。

4.公民館の事業・業務との連携を図ること

町立中央公民館及び竹間沢公民館は存続するものとし、新施設の事業運営にあたっては地域性や独自性を十分に発揮しつつ、両公民館とも緊密に連携・協力をしながら、円滑に運営されること。特に高齢大学などの基幹事業や町民文化祭などの全町的なイベントについては、公民館との調和を図りながら、一体性をもって継続的に実施すること。

5.新施設の基本理念の実現に向け、新たなまちづくり活動の展開を図ること

新施設では、高度な多目的ホールやふじくぼ広場を活用した文化芸術活動の広がりも考えられます。従来の社会教育団体の活動が、文化会館に見られるような事業活動と交流・融合することによって、これまでにない新たな町民文化を創造することも期待できます。

公民館で行われてきた事業や団体活動、そして新施設が生み出す新たな利用者層や事業活動。この両者を有機的に結び付け、**藤久保地域の活力と賑わいを創出し、これを内外に発信しながら新たなまちづくりに向けること。**

以上の提言をもって新施設が有効に運営されることは、同時に町の第6次総合計画及び教育大綱に位置付く政策『地域まるごと学びの創出』と、それに紐付く各施策「地域活動の担い手の育成」・「公民館活動の推進」・「新しい知と文化の地域創造」・「生涯にわたる学びと活動の場の充実」の実現に向かうものと考えます。

新施設が、従来の力と新たな活力そして様々な行政機能と十分に連鎖しながら「豊かなまちづくり」を実現し、真に『新しい文化創造・未来創造の場』となることを切に願って答申とします。